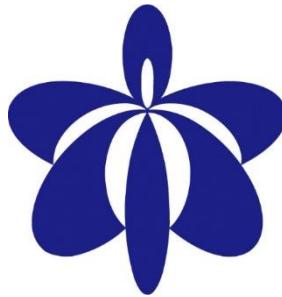


由利本莊市
第2期成年後見制度
利用促進基本計画



令和7年11月策定
由利本莊市

1

策定の背景

本市では高齢化が進展しており、今後、人口減少により高齢者数は減少していくものの、高齢化率はさらに上昇していくことが見込まれます。高齢化率の上昇に伴い、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が予想され、成年後見制度利用が必要な方も増加すると考えられます。

認知症高齢者だけでなく、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない状態になんでも、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、支援が必要な方々の権利擁護支援として、成年後見制度の利用促進が求められています。

2

計画の目的

本計画は、成年後見制度の利用促進を目的に策定しています。

本市では令和5年10月に由利本荘市成年後見制度利用促進基本計画を定め、令和6年4月には福祉支援課内に権利擁護センターを設置し、成年後見制度の利用促進を図ってきました。センター設置後、市長申立てを含む後見等審判申立ては増加し、一定の役割を果たしていますが、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の割合から、潜在的に制度の利用が必要な方が多くいるものと推測され、さらなる利用促進が必要と思われます。

第2期の成年後見制度利用促進基本計画を定め、その方向性と目標、取組を明確にし、適切に制度利用に繋がるよう権利擁護センター機能を充実させていきます。

3

計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項の規定に基づき、市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めたものです。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条第1項

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4

計画の期間

第2期基本計画の期間は、令和7年度から令和8年度までの2か年です。

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画が令和8年度に終了し、令和9年度から新たに策定される予定であるため、期間を合わせ、次期計画にはその内容を反映させていきます。

1・高齢者等の状況

◎高齢者の状況

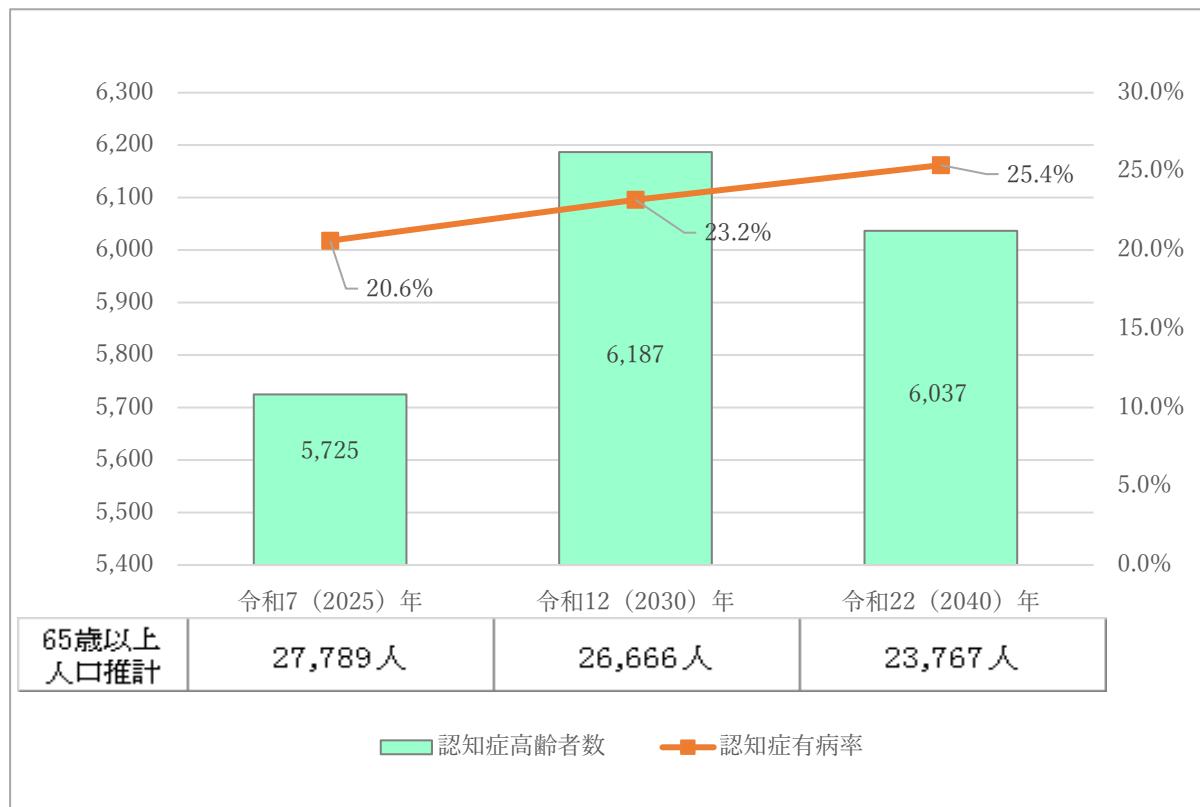
本市の人口は令和7年2月末において、70,119人で、65歳以上の高齢者人口は27,667人、高齢化率は39.5%となっています。

◎認知症高齢者の推計

認知症有病率は高齢化に比例し上昇していくことが予想されています。

本市の65歳以上人口推計¹⁾に「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」²⁾における認知症有病率を乗じると、令和7年では5,725人、令和22年には6,037人で65歳以上高齢者の25.4%となり、4人に1人が認知症高齢者になると予想されています。

■認知症高齢者の将来推計



1)65歳以上人口推計

国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)より算出

2)「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」

平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授による推計値。
この研究によると、認知症有病率は、糖尿病有病率の増加に伴って上昇していくと推計。
あくまで認知症有病率における推計値であり、介護認定者以外の高齢者を含む。

◎知的障がい者・精神障がい者の状況

知的障がい者が734人、精神障がい者643人(どちらも手帳保持者数 令和7年2月末現在)、自立支援医療(精神通院)受給者1,189人(令和7年2月末現在)となっています。

2・成年後見制度等の利用状況

◎成年後見制度の利用状況

●本市成年後見制度利用者数

秋田家庭裁判所本荘支部の集計によると、本市における成年後見制度の利用者数は177人、人口比0.251%となっています。秋田県全体では、人口比が0.139%で、本市は高い利用率となっています。

成年後見				人口比(%)
法定後見		任意後見	合計	
後見	保佐			
166人	8人	3人	0人	177人 0.251%

※2024年7月末現在

●市長による成年後見制度に係る審判請求の推移

高齢者や障がい者の支援等を目的として、市長による成年後見制度に係る審査請求(市長申立て)を実施しています。

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
高齢者(人)	0	0	1	7
障がい者(人)	0	0	0	4
合計	0	0	1	11

※2021年度～2023年度は年実績 2024年度は、2025年6月末現在で審判確定した件数

●成年後見制度利用支援事業の利用者の推移

制度を利用する際、必要な支援を行う「成年後見制度利用支援事業」¹⁾を実施しています。

高齢者(人)	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
申立て費用助成	0	0	1	8
成年後見人等報酬助成	0	0	0	1
合計	0	0	1	9

障がい者(人)	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
申立て費用助成	0	0	0	3
成年後見人等報酬助成	1	0	1	1
合計	1	0	1	4

※2021年度～2023年度は年実績 2024年度は2025年2月末現在

「成年後見制度利用支援事業」¹⁾:成年後見制度の利用に関し、手続相談や、申立てに係る経費および成年後見人等の報酬の助成を行います。

◎日常生活自立支援事業の利用状況

●由利本荘市社会福祉協議会における日常生活自立支援事業利用者の推移

由利本荘市社会福祉協議会では、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力に不安のある方々が、住み慣れた地域で安心して生活できるように「日常生活自立支援事業」¹⁾を実施しています。

年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
人数	14	12	9	10

※2021年度～2023年度は実績 2024年度は2025年2月末現在

「日常生活自立支援事業」¹⁾:認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力に不安のある方々に対して、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行います。

6

アンケート調査結果

成年後見制度の利用に関するアンケートを実施し、申立ての支援状況について本計画用に抜粋

実施期間:令和4年12月1日～26日

対象施設:市内の指定事業所

- ・介護老人福祉施設
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・居宅介護支援事業所
- ・障がい福祉サービス事業所
- 等の介護関係、障がい関係の事業所

回収率:86.4%(配布数 81 件 回収数 70 件)

※構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはなりません。

※回答内容につきましては、誤字脱字等も含め原文のままとしております。

アンケートにおける成年後見制度の利用状況について(関連する項目より)

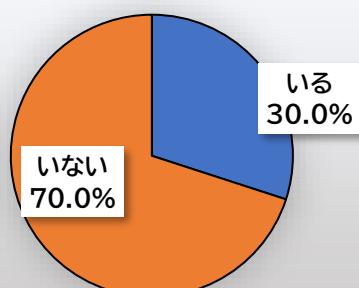
3 申立ての支援状況について

3-1 現在、成年後見制度の利用が必要と思われる利用者等はいますか。

いる	21 力所
いない	49 力所
無回答	0 力所

何人いますか
43 人

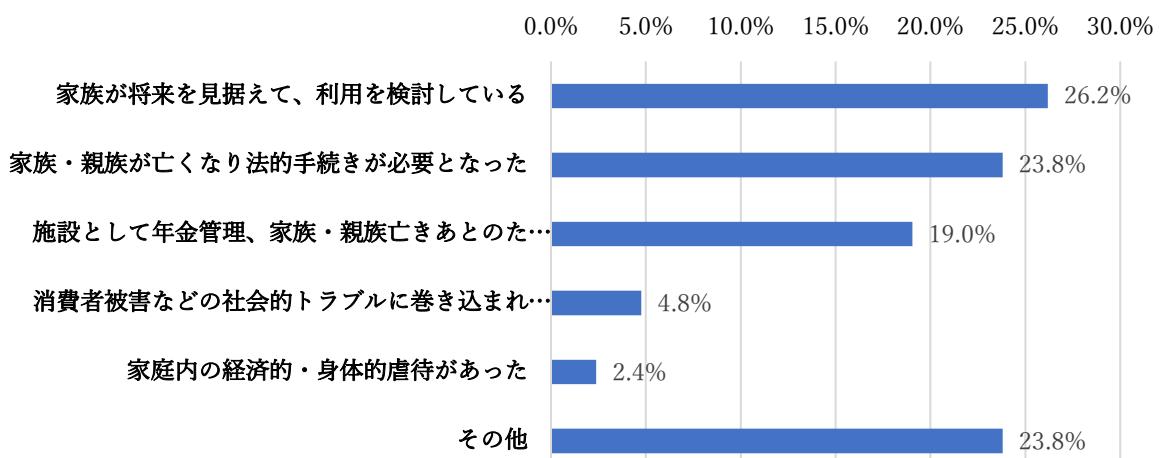
3-1必要と感じる利用者がいる施設



3-2 必要と思われる理由はどういったことですか。(複数回答可)

家族が将来を見据えて、利用を検討している	11人
家族・親族が亡くなり、相続などの法的手続きが必要となった	10人
施設として年金管理、家族・親族亡きあとのために、利用を勧めている	8人
消費者被害などの社会的トラブルに巻き込まれやすい、巻き込まれた	2人
家庭内の経済的・身体的虐待があった	1人
(その他)	10人
身元保証人がほしいため、子供が遠方にいるため	
支援者の親族が高齢となり、今後ケアマネが不安を感じているため	
身寄りがなく、本人の能力低下により財産の管理ができなくなった	
合計	42人

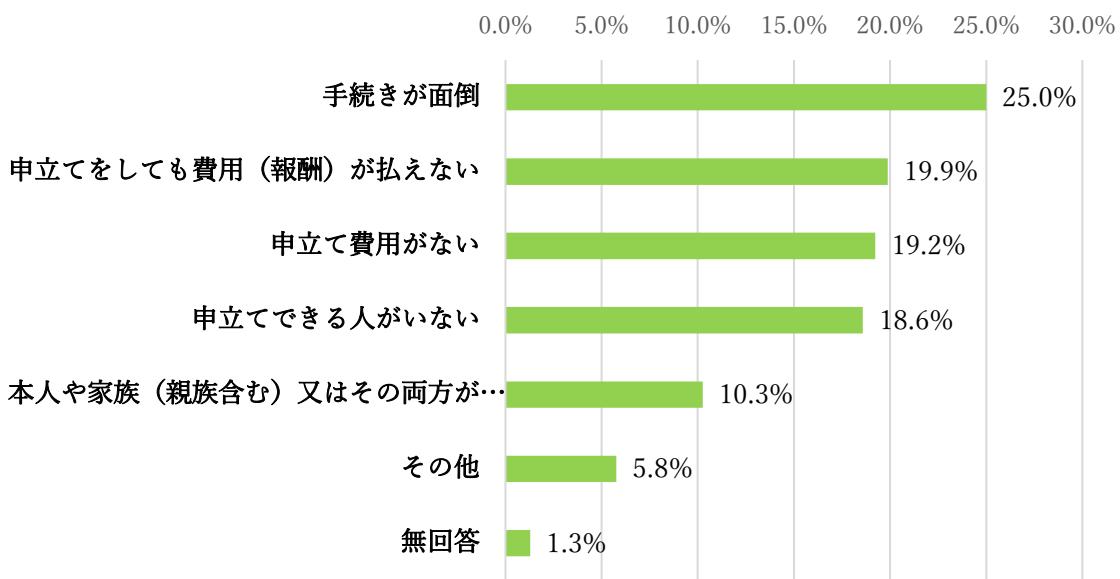
3-2 必要と思われる理由



3-3 今後を含め、成年後見制度利用にあたりどのような点が支障・問題になると
考えられますか。(複数回答可)

手続きが面倒	39件
申立てしても費用(報酬)が払えない	31件
申立て費用がない	30件
申立てできる人がいない	29件
本人や家族(親族含む)又はその両方が反対	16件
その他	9件
無回答	2件
合計	156件

3-3 制度利用の支障・問題点



※その他

- ・必要となった時の判断する時期
- ・正直、利用するには理解できない部分があります
- ・制度そのものの理解が希薄なため、制度利用につながらない
- ・後見人に全て委託される場合、家族と疎遠になってしまう可能性がある
- ・時間がかかる
- ・手続きに必要な期間が長く、すぐに利用できない
- ・申立ての手続きを支援・指導してくれる機関が分からない
- ・支援してくれる親族がほぼいないにも関わらず、本人がこの制度の利用の意義を十分に理解できない
- ・成年後見制度の相談窓口が地域に浸透していない

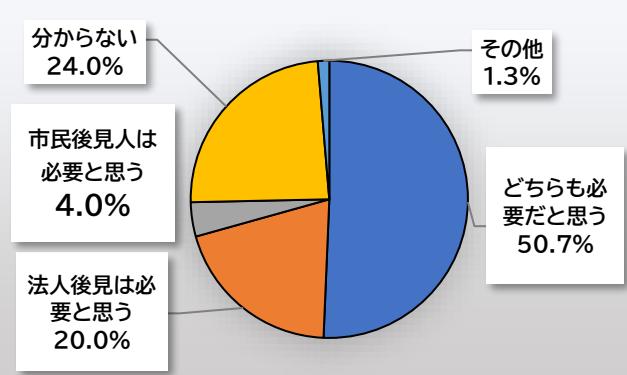
3-4 法人による後見又は市民後見人による受任は必要だと思いますか。(複数回答可)

どちらも必要だと思う	38人
法人後見は必要と思う	15人
市民後見人は必要と思う	3人
分からぬ	18人
その他	1人
合計	75人

※その他

- ・必要と思わない

3-4 法人・市民後見の受任の必要性

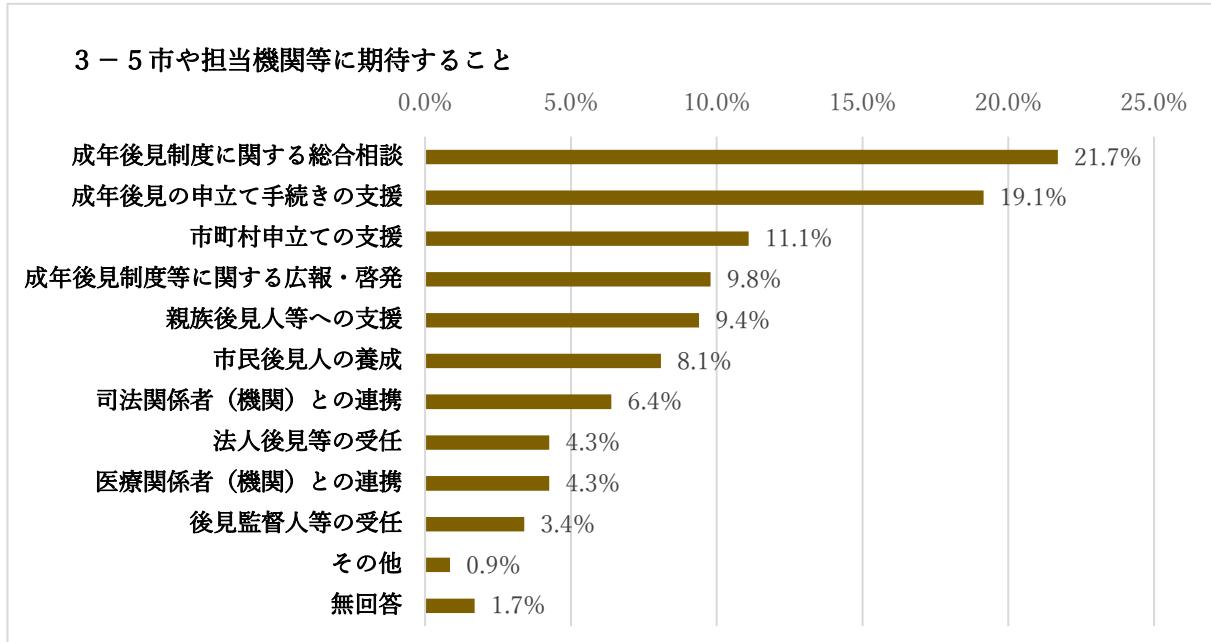


3-5 本市や担当機関等に期待することは何ですか。(複数回答可)

成年後見制度に関する総合相談	51人
成年後見の申立て手続きの支援	45人
市町村申立ての支援	26人
成年後見制度等に関する広報・啓発	23人
親族後見人等への支援	22人
市民後見人の養成	19人
司法関係者(機関)との連携	15人
法人後見等の受任	10人
医療関係者(機関)との連携	10人
後見監督人等の受任	8人
その他	2人
無回答	4人
合計	235人

※その他

- ・社協の日常生活自立支援事業を申し込みしたが、断られたケースもある、理由としては親族が今まで関わっているとの理由による
- ・移行に向けて利用しやすい様にしてほしい
- ・制度は分かっても、すぐ話を聞いて対応してくれる機関が欲しい



アンケート調査の結果から

1. 制度の利用状況について

制度を利用している方がいる事業所は全体の 15.7%であり、うち47.1%が「専門職」後見人となっている。支援内容は、43.5%が「財産管理」である。

2. 相談及び対応の状況について

制度利用に関する相談については、27.1%の事業所が相談を受けており、相談者の51.7%が「家族・親族」である。

相談先については、「地域包括支援センター」21.2%、「市役所の担当課」15.9%と行政の相談窓口が39.7%を占めており、行政以外の相談窓口では、「社会福祉協議会」が18.5%、法律の専門家・福祉関係者が9.3%と続いている。

3. 今後の制度活用について

制度の利用が必要と思われる利用者がいる事業所は全体の30.0%であり、うち必要と思われる理由については、「家族が将来を見据えて、利用を検討している」が26.2%、「家族・親族が亡くなり、相続などの法的手続きが必要となった」が23.8%、「施設として年金管理、家族・親族亡きあとのために、利用を勧めている」が19.0%と続いている。

次に制度利用にあたりどのような点が支障・問題になるかについては、「手続きが面倒」が25.0%、「申立てをしても費用(報酬)が払えない」が 19.9%、「申立て費用がない」が19.2%、「申立てできる人がいない」が18.6%と続いているが、申立人や申請時費用等の問題や、制度の理解不足による問題も考えられる。

法人による後見又は市民後見人による受任の必要性は「どちらも必要だと思う」が50.7%、「法人後見は必要と思う」が20.0%、「市民後見人は必要と思う」が4.0%と、必要性があると答えた事業所が74.7%と大半を占めているが、一方「分からぬ」・「その他」が25.3%となっている。

市や担当機関等に期待することは「成年後見制度に関する総合相談」が21.7%、「成年後見の申立て手続きの支援」が19.1%、「市町村長申立ての支援」が11.1%、「成年後見制度等に関する広報・啓発」が9.8%と続いている。

まとめ

全体の30%の事業所が、成年後見制度利用が必要だと思われる利用者がいると認識しており、相談先については、行政相談窓口が4割と、行政に期待していることがうかがえます。

制度については、支援関係者にはある程度認知され、家族や親族からの相談に対応しているが今すぐ必要としている状況ではなく、支障が出てくると考えられる将来への備えとして、予防的に必要と感じているということが読み取れます。

利用促進の観点から本市でも「由利本荘市成年後見制度利用支援事業」の実施に取り組んでいますが、支援者が十分な事業理解ができていないため、適切な利用に結びついていないケースもあると考えられます。また、本人や家族からは「財産管理を他人に委ねる事への抵抗感がある」など、利用を拒否されている場合もあり、利用の増加に繋がっていない現状にあります。

制度利用への理解不足や費用問題では、正しい理解を助長することにより解決できることもある

ことから、行政の役割は大きいと考えられます。

法人後見等の課題については、関係機関でも認識しており、受任者も不足していることから市としても推進していきます。

7

計画の推進

【基本目標と取組施策】

本市の状況やアンケート調査からも成年後見制度利用は、今後も増加が予想されます。

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより財産管理や日常生活等に支障がある人たちが権利擁護支援を通して個人の尊厳が守られ、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができよう、基本目標と取組を定め、成年後見制度利用を促進していきます。

1. 利用者に寄り添った制度運用の促進

権利侵害からの保護、生活上の基本的ニーズの充足だけではなく、本人らしい生活ができるよう、本人の尊厳維持を大前提とした上で、財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用を進めます。

- 自ら意思を決定することに困難を抱える方が、日常生活のあらゆる場面で本人の意思が尊重されるよう、意思決定支援の重要性の啓発に努めます。
- 日常生活自立支援事業及び成年後見制度利用支援事業の制度の周知に努め、地域での生活が継続できるよう支援します。
- 適切な後見人等の選任・交代を推進します。

取 組	内 容
意思決定支援	・ガイドラインに沿った意思決定支援の重要性を支援者に周知
日常生活自立支援事業	・複数サービスの利用手続きや金銭管理の援助等の支援
成年後見制度利用支援事業	・市長による成年後見等の申立て ・申立て費用及び後見人等への報酬費用の助成
受任者調整(マッチング)機能の活用	・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代支援

2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

中核機関としての権利擁護センターが中心となり、必要とする人が適切に制度を利用することができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の構築を進め、包括的・継続的支援を行いながら、相互連携による不正防止機能が働く体制を目指します。

- 地域ケア会議、自立支援協議会、連絡会等の各支援機関会議へ参加するなど、ネットワークを構築し、保健・医療・福祉・司法を包括的に結び、官民が連携して支援できる体制を整えます。
- 利用者の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備に努めます。
- 協議会を通して地域課題の検討、調整を行い、関係機関が自発的に協力する体制を構築します。
- 担い手不足解消のため、法人後見を推進していきます。
- 相互連携による不正の防止を図ります。

取 組	内 容
地域連携ネットワークの構築	・地域住民等と共に行政、司法、民間等が一体的に連携・協力し支援を行う支援システムの構築
チーム支援	・福祉等の関係者と後見人等がチームとなり、本人を見守る体制
協議会の開催	・地域課題の検討、調整 ・利用促進基本計画を検討
法人後見の推進	・社会福祉協議会を中心に、法人後見の受任事業所の増加
連携による不正防止	・連携することで、お互いを監視し、不正を抑制

3. 制度利用促進の啓発を行い、安心して制度を利用する環境の構築

市広報紙、ホームページ、チラシ等やネットワークを通した周知・啓発を行い、成年後見制度の利用促進に取り組みます。また、支援者向けに研修を行うなど制度理解の深化を図り、誰もが安心して相談できる環境づくりに努めるとともに、対象者を早期に把握し、早期に対応していきます。

- 市民の制度の理解を図るために、市広報紙、ホームページ、チラシ等の多様な広報媒体を活用して、情報発信を行います。
- 支援者の制度に対する意識を高めるため、講演会及び研修会を実施します。
- 各関係機関等のネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努めます。

取 組	内 容
市民向けに権利擁護に関する情報発信	・市の広報紙、ホームページ、チラシ等の多様な広報媒体を活用した情報発信
支援者に向けた権利擁護に関する意識啓発	・講演会や研修の実施
対象者把握	・ネットワークを介しての対象者の早期把握と早期支援